

平成17年 4月 1日

新潟市水道局工事請負
競争入札参加資格者 各位

新潟市水道局 財務課長

現場代理人の常駐に関する取扱いについて

工事請負契約の的確な履行を確保するため、新潟市水道局工事請負契約約款第11条第2項において「現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し・・・」とされており、現場代理人に現場常駐義務を課せられていることを明示しています。

このことは、現場代理人が、当該工事のみを担当することだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に現場に滞在していることを意味していますので、その取扱いには、十分ご留意ください。

なお、本件の現場常駐については、事前に監督員と十分にご協議ください。